

## 長崎県製造業サプライチェーン強靱化補助金 よくあるお問合せ

### 【補助対象者】

Q1-1. 個人事業主は対象になるか。

A1-1. 対象になりません。

Q1-2. 「中小企業」「大企業」の定義は。

A1-2. 本補助金においては、

「中小企業」とは、中小企業基本法第2条第1項に規定する会社のことをいいます。

「大企業」とは、上記中小企業以外の会社のことをいいます。

業種	資本金または従業員	
	3億円以下	300人以下
製造業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

【大企業】  
3億円超かつ300人超 の会社

【中小企業】  
どちらかに該当する  
会社

}

対象外業種

Q1-3. 「主たる事業所」は法人登記簿謄本に記載されている必要があるか。

A1-3. 必ずしも登記簿に記載されている必要はありませんが、県内で事業を行っていることが明確にわかる資料（会社パンフレットその他の資料）を別途提出してください。

Q1-4. 「100億宣言」について、ポータルサイトへの掲載を申請しているが、掲載までに時間を要するとのこと。申請中でも本補助金への申請は可能か。また、その場合は何か添付資料が必要か。

A1-4. 同宣言の掲載を申請中であれば本補助金への申請は可能です。その場合、宣言の内容がわかる資料（100億宣言 公表要領に定める様式1及び100億宣言申請書（様式2）など）を提出してください。また、同宣言の申請を取りやめた場合は、補助対象外となりますのでご注意ください。

Q1-5. 自社の売上高が10億円未満であるため、「100億宣言」がしたくでもできないが、本補助金の申請はできないのか。

A1-5. サプライチェーンの中核を担い、県内企業に波及効果が高い事業計画に取り組む企業については、売上高10億円未満で「100億宣言」の対象外となる企業でも申請できます。

Q1-6. 自社の売上が既に100億円以上であるために、「100億宣言」の対象外となっているが、本補助金の申請は可能か。

A1-7. 申請可能です。

Q1-6. 過去、県の類似補助金（賃上げ対応型投資促進補助金、物価高騰対応策支援事業費補助金、成長産業ネクストステージ投資促進補助金など）の交付を受けたことがあるが、今回の補助金の申請は可能か。

A1-6. 申請可能です。

#### 【対象経費】

Q2-1. 工場の建て替えは対象になるのか。

A2-1. 建て替えの場合は、既存施設と比較して増加した部分のみが対象になります。具体的には、面積を比較し、増加した面積で費用を按分するなどの方法で算出した事業費が対象となります。

Q2-2. 国の補助金と併用することはできるのか。

A2-2. 国の補助金の補助対象となっているものに上乗せしてこの補助金を充当することはできません。補助対象が明確に区分されていれば、補助対象となりえます。

例：工作機械aに国補助金と本補助金の両方を充てる ⇒ ×

工作機械aに国補助金、工作機械bにこの補助金を充てる ⇒ ○

#### 【事業計画】

Q3-1. 「補助事業完了後2年間で補助金額の100%（大企業は200%）相当額以上を県内企業に新たに発注し～」の『新たに』とは、新規の発注先（調達先）でなければならないのか。

A3-1. 既存の取引企業への発注額（調達額）の増加分を含みます。具体的には、A社への発注額が補助事業前100から補助事業後120へ増加する場合、20を「新たな発注額」に含みます。

#### 【申請・審査】

Q4-1. 申請書を早く提出した順番に採択されるのか。

A4-1. 提出書類について書面審査等を行うほか、外部審査会におけるプレゼン審査を行い、審査会の意見を聞いたうえで、予算の範囲内で採否を決定します。申請書の提出順は審査には影響しません。

Q4-2. 採択された場合は、補助申請希望額全額が交付されるのか。

A4-2. 予算額の範囲内において、計画の内容、審査会の審査結果等を参考に、補助額は下限3千万円から上限1億円の範囲内で決定をします。交付申請額が全額交付されるとは限りませんのでご了承ください。